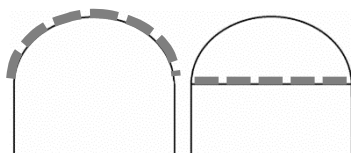


新型コロナの影響を受けた冬春トマト生産者のみなさまへ ～「冬春トマト所得回復緊急対策事業」について～

事業内容

- ・ 新型コロナで影響を受けた冬春トマト生産者に対し、品質向上による早急な所得回復を支援します。
- ・ この事業では、品質向上対策としてトマト黄変果対策に必要な遮光資材の導入を支援します。



遮光資材（外張・内張）の導入

事業主体

- ・ 農業者の組織する団体（3戸以上）
- ・ 農地所有適格法人（正規雇用の従業員が3名以上）

対象品目

大玉トマト、中玉トマト（冬春作型）

※ミニトマト、夏秋作型は支援対象外となります。

要件（2つ）

- ①前作において、緊急事態宣言発令月であるR3年1～6月の販売単価が2ヶ月以上、前年に比べて1割以上減少。
- ②セーフティネット（野菜価格安定制度または収入保険制度）に加入済み、または今後加入の意思表示。

補助率

県 1/3、事業主体 2/3

事業の申し込み期限：令和4年5月27日（金）必着

お問い合わせ・申し込み先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県 農林水産部 生産経営局 農産園芸課 野菜班 ☎096(333)2392